

静岡県ソフトテニス連盟表彰規程

(功労者表彰)

第1条 静岡県ソフトテニス連盟功労者表彰は、次のいずれかに該当するものとする。

① ソフトテニスの普及発展に長年尽力し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体。

但し、日本ソフトテニス連盟等の上部機関の受賞候補者は除く。

② 個人表彰は、年齢50才以上のもので、その功績が10年以上にわたるものとする。

③ 当該年度の表彰は、個人表彰（功労者）5名以内、団体表彰（優良団体）3団体以内とする。

但し、特別記念行事等の表彰は、常任理事会で決定する。

第2条 表彰者は、常任理事会で決定し、理事会で表彰する。

(優秀選手及び団体)

第3条 優秀選手及び団体表彰は、次のとおり表彰する。(シングルス、混合を含む)

	優秀団体			優秀選手		
	全日本	東日本 西日本	東海	全日本	東日本 西日本	東海
小学生	8	4	2	16	8	4
中学生	8	—	4	16	—	4
高校生	8	—	2	16	—	4
一般（団体は、全日本実業団、日本リーグ、全日本クラブ、国民体育大会） （団体はふるさと登録選手を含む）	8	—	—	8	4	1
成年→35	—	—	—	8	4	1
シニア→45、シニア	—	—	—	4	2	1
ねんりんピック・ スポーツマスターズ・ 全日本レディース決勝	4	—	—	—	—	—

第4条 優秀選手のうち、次に掲げるものを特別優秀選手とし、報奨金を授与する。

(一般社会人)

① 天皇杯・皇后杯・全日本選手権大会、全日本社会人選手権大会

優勝 1名 50,000円

準優勝 1名 30,000円

3位 1名 20,000円

8本 1名 5,000円

② 東日本選手権大会

優勝 1名 30,000円

準優勝 1名 20,000円

3位 1名 10,000円

(成年・シニア)

① 全日本社会人選手権大会、全日本シニア選手権大会

優勝 1名 30,000円

第5条 前項によりがたい優秀団体・選手については、その都度会長・理事長が協議し決定する。

付則

- 1 この規程は、昭和41年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程は、昭和51年 4月 1日から改正、施行する。
- 3 この規程は、平成17年 4月 1日から改正、施行する。
- 4 この規程は、平成19年 5月27日から改正、施行する。
- 5 この規程は、平成29年 9月16日から改正、施行する。
- 6 この規定は、令和 元年 9月22日から改正、施行する。